

# 官報号外 平成二十年四月二十五日

○第一百六十九回 参議院会議録第十五号

平成二十年四月二十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号  
平成二十年四月二十五日  
午前十時開議

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

及ぶ安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長報告  
一、日程第二より第五まで

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

及ぶ安全保障条約第六条に基づく施設及び区

づき、在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を、引き続き我が国が負担することを規定するとともに、合衆国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものであります。二〇一一年三月三十一日まで効力を有するものとされております。

委員会におきましては、前協定が失効したことによる影響、協定の有効期間を三年間とした理由、諸外国と比較して我が国の米軍駐留経費負担が突出して高い理由、米軍基地内での労働法制の遵守、光熱水料等の非効率な支出を見直す必要な措置について承認を求めるの件両院協議会の協議委員の選挙

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長北澤俊美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長北澤俊美君。

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

た、だいま議題となりました在日米

軍駐留経費負担特別協定につきまして、外交防衛

委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

この協定は、平成十八年に締結された前回の特

別協定の有効期間が本年三月三十一日までとなつていてことにかんがみ、我が国の二〇〇八年会計年

度から、在日米軍従業員に対する基本給等の支払

に要する経費、及び在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払に要する経費を、また本特

別協定が効力を生じた日以降、我が国の要請に基

づいて、採決の結果、本件は賛成少数により承

認すべきものないと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。浅野勝人君。

〔浅野勝人君登壇、拍手〕

○浅野勝人君 私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、在日米軍の駐留経費を負担する新たな特別協定について、賛成の立場から討論を行います。

昨今のアジア太平洋地域をめぐる情勢は、核兵器やミサイルの開発を依然として放棄しない北朝鮮、終結の兆しの見えないテロとの戦いなど、今なお不安定な状況が続いています。

アメリカは同盟国として、日本と周辺地域の平和と安定のために、人的にも財政的にも多大な負担を負いながら、米軍の前方展開を維持して、戦争、紛争を抑止する役割を果たしております。日本に対する攻撃はアメリカに対する攻撃とみなすと明言しているブッシュ政権を始め、歴代のアメリカ政府の日米安保体制重視の姿勢がどれほど東アジアの紛争ないしは戦争の抑止力となってきたか、到底金目では測ることはできません。

自衛隊による適切な防衛力と、それを補う在沖米軍を中心とする在日米軍のプレゼンスが、戦後一貫して今日まで日本の平和を守り、日本に繁栄をもたらしてきたのは事実であります。

空襲の夜、母に手を引かれて逃げ惑つたかすかな記憶を持つ私たちの世代は、アメリカの手を借りて平和を維持している歴史の皮肉にいささかの妙を感じますが、平和であることの尊さを思う気持ちは随分と深うございます。だからといって、野方団な財政の支出は許されません。政府の懐具合は引き続き厳しく、また、トランプフォーメーションに関連して多額の財政支出が見込まれてお

ります。特別協定を含む負担の全体額を前の年と比べて九十億円軽減したといつても到底満足できる数字ではありません。

政府は、引き続き、在日米軍駐留経費の一層の効率化に取り組み、国民の皆様の理解を得て日本安保体制の信頼性を高める努力を怠らないよう申し添えています。

また、在日米軍基地に勤務している日本人労働者の方々については、労務費の大部分を日本政府が負担し、彼らも在日米軍の活動を支え、日米安保体制が円滑に機能するよう寄与して、日本と東アジアの平和と安定に貢献しています。とりわけ、参議院第一党の民主党は、日本人労働者の皆さんに所属する労働組合、全駐労から支持され、

頼りにされている政党です。民主党は外交防衛委員会で反対の立場を示されました。いま一度、賛否について、政党の色合いの濃い衆議院とは違うよう呼びかけさせていただきます。

日米同盟の根幹であるこの協定が参議院で否決されることになると、現行憲法の下で初めてのことがになります。多くの先輩たちが、与野党を超えて、アメリカとの間でこつこつと培つてきた信頼関係に少なからぬダメージを与えることになります。

各議員におかれましては、深い御認識の上で投票ボタンを押していただきますよう重ねてお願いして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(江田五月君) 白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題

となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との協定について、反対の立場から討論を行います。

民主党の安全保障政策の基軸は日米同盟、日米安全保障条約にあります。二年前の改定では、防衛施設庁の官製談合が在日米軍施設でも行われていた疑いがあること、沖縄海兵隊のグアム移転に係る巨額の費用負担を、政府から国会に何ら報告がないまま日米当局で議論が進んでいること、米軍再編協議の中で在日米軍の位置付けが変質してきたことなどの問題点を指摘しました。

そのような問題点を指摘つつも、米軍再編協議の中で現行枠組みを維持する暫定的な措置であることから、今後の米軍再編協議の動向や基地移転経費などの在り方、米軍の更なる節減努力について厳しく検証していくことを条件に賛成した緯があります。

しかし、この二年間で、民主党が前回指摘した問題点について政府から十分な検証があつたとは到底言えません。また、本特別協定に定められた費用についても、日本の納税者に通用するだけの説明責任を日米合同委員会で政府は求めたとも言えません。我が國の防衛、アジア太平洋地域の平和と安定のために、日米同盟の重要性を認めた上でも、我が国の負担割合は突出しております。

この協定は、今から三十一年前、当時の金丸防衛廳長官が、駐留軍経費の問題については思いやりの立場で地位協定の範囲内でできる限りの努力を払いたいと述べたことから、いわゆる思いやり

予算として始まったのですが、当初の予算は六十二億円がありました。しかし、今年度はその約三十四倍の二千八十三億円になつてゐるわけで、我が国が支出した金額の累計は約五兆円にも上ります。

ちなみに、米軍の駐留に係る全体の予算は四十億ドルで、日本が世界でぶつちぎりの一番、二位のドイツは半分以下の十五億ドル、さらには隣の韓国でさえ八億ドルなわけで、こんなに気前よく負担しているのは日本だけであります。思いやり予算にしては余りにも高くなり過ぎております。

高村外務大臣は先日の答弁で、日本政府としては思いやりという言葉は使っておりません、専ら使っているのは野党の方たちが使つてているとしましたが、そもそも政府が思いやりだと国民に説明しておいてスタートしておきながら、今になって人ごとのように、違つてゐるのであるならば、もう一度原点に立ち返つて議論し直すことが必要ではありませんか。

政府は、この思いやり予算が始まって三十年、そして特別協定を締結して二十年も前から現在に至るまで、提出するたびごとに暫定的、限定的、特例的な措置であると説明してまいりました。

二十年以上も暫定措置を続けていたら、原則が忘れられてしまします。その証拠に、米国のゲツ国防長官はこのいわゆる思いやり予算について、日本が同盟の継続に熱心かどうかを示す象徴的な意味があると主張し、応分の負担を求めたことがマスコミで報じられました。まるで米国に忠誠を誓わせる踏み絵のようではありませんか。高村外務大臣が、日本の納税者の感覚からいえばお

官報(号外)

かしいと感じるだろと答弁されておりますが、こちらの方が真つ当な感覚です。

もちろん、我々は日米同盟を否定しようというものではありません。しかし、暫定的として二十岁以上も日本側が負担してきた今日、その負担の在り方が適切であるかどうかを十分に検証し、状況に合わせて見直すべきところは見直していくのは当然のことと思いますが、何と、この駐留経費の米側負担額について外務省は、平成十七年度以降米国からの情報が提供されないため不明であるとしております。間もなく新しいデータが出てくると答弁したのは二年前。しかし、その後、待てど暮らせど一向に出てきてないわけで、とうとう先日はないものではないと開き直りとも取れる答弁。米国とぎりぎりの交渉を行ってきたと政府は事あるごとに説明しておりますが、相手の負担額が幾らか知らない、つまり在日米軍駐留経費の全體像が分からぬ中で、どうしてぎりぎりの交渉が行えるのか理解に苦しみます。

また、政府は、今回の新たな特別協定において、日本側がほとんど負担している光熱水費について、一層という文言を追加することにより、米国側の節約努力をより強く求めた表現となつたと胸を張つて強調しているようです。しかし、せめて基地内の各住戸に電気メーターくらいは付けるべきだと思いますが、二年前から指摘されてきたにもかかわらず、それさえまだ十分な検討もされていないわけであります。

私ども民主党は、前回、米軍の更なる節減努力について厳しく検証していくことを条件に賛成した経緯がありますが、今回、光熱水費を若干減額したもの、その無駄遣いや高額な米軍住宅建設

などについて見直しが極めて不十分であると言わざるを得ません。

さて、基地で働いている日本人従業員について申し上げます。基地従業員の労働基準法違反の事例は、既に五年以上も前から度々国会で指摘され際には正を指導したのはこの三年間でたったの二件しかありません。地位協定により労働者は日本の労働基準法が適用されるわけで、まさしく行政の怠慢にほかなりません。

そのような中、政府は、我が国が負担しているこれら労務費について今後、見直しを始め、現在の負担分のうち約百億円を削減する方針とのことです。光熱水費は四億円の減額。それに比べ、余りにも格差があり過ぎます。政府は、アメリカに安くしろと言うと反撃されるので、その分、日本のはざまで雇用不安を抱えたまま苦しんでいる立場の弱い労働者の給料を犠牲にさせている印象で取りやすいところから取つてしまえという、いつもの弱い者いじめの乗りはいいかげんにしてもらいたいと思います。

そして、更に申し上げなければならないのは、在日米軍人による度重なる不祥事です。三月十九日には、横須賀市で米海軍を脱走した軍人がタクシー運転手を殺害する事件が起きました。沖縄でも事件が相次いでおり、そのたびに地位協定の規定が問題化しました。しかし、この改定について、福田総理は記者会見で、地位協定を改定した

国と比較して御答弁されております。

しかし、駐留費の負担額が世界一だという件に關しては、諸外国とは単純比較できないとおつしやつてゐるわけで、都合よく使い分けているのではないですか。米国とドイツとの地位協定は九年に改定され、凶悪犯の犯罪にはドイツ警察に基地内への立入りを認めるなど、ドイツの主権をより尊重しているわけで、どうして日本が同様の措置をとれるよう主張できないのか甚だ疑問です。アメリカが好意的配慮を払うとしたから満足しましたというのではなく、米軍の綱紀肅正はもちろんですが、国内の法律を規制している今の地位協定を改め、日本の警察権が最初から関与できるよう直すべきだと思います。

日本が戦争に負けたから既に半世紀以上が経過しました。戦後の日本外交は日米同盟を基軸に展開され、その中核を成す日米安保は時代とともに深化しております。特に、九・一一テロ以降、日本防衛協力の一環として自衛隊の海外派遣が恒常的に行われるようになります。

そこで、私たちは、思いやり予算の今後の在り方を含め、日米防衛関係のあるべき姿について、外交、防衛両面から抜本的な検証をするべき時期が来たのではないかと考えております。米軍基地の七五%が集中する沖縄県や米海兵隊の移転先である山口県岩国市など、一部の自治体や住民だけが日米安保体制のしわ寄せを受けてる現状を考え直す意味でも必要だと思うからであります。

以上の諸点から、本協定には反対いたします。

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十七

賛成

百

反対

二十一

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

は日本人の基地従業員の雇用の安定確保並びに離職対策に資する措置についても十分配慮すべきです。

また、政府は、国会や国民に情報を開示し、本協定に定める経費節減努力はもちろん、米軍再編に係る経費の在り方、刑事裁判権、環境条項の改善など、日米地位協定改定を早急に実現すべく、誠意ある対応を重ねて求め、私の反対討論といったします。

○議長(江田五月君) ただいまの結果、本件について、本院は衆議院から両院協議会を求められることになります。

これにて休憩いたします。

午前十時二十五分休憩

午後一時六分開議

○議長(江田五月君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど衆議院から、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置について承認を求めるの件について、国会法第八十五条第一項の規定により、両院協議会を求められました。

つましましては、両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、本件に関する両院協議会の協議委員に浅尾慶一郎君、池口修次君、犬塚直史君、小川勝也君、櫻葉賀津也君、徳永久志君、白眞歎君、藤田幸久君、井上哲士君、近藤正道君を指名いたします。

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(江田五月君) 世耕弘成君外一名から、賛成者を得て、総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について速やかに総務委員長の中間報告を求めること、並びに、財政金融委員会において審査中の平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(閣法三号)について、速やかに財政金融委員長の中間報告を求めることとの動議が提出されました。

また、世耕弘成君外一名から、賛成者を得て、この中間報告を求ることとの動議をこの際とすることの動議が提出されました。これより中間報告を求ることとの動議をこの際議題とするとの動議の採決をいたします。愛知治郎君外六十五名より、表决は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されておりました。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

(議場閉鎖)

○議長(江田五月君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(江田五月君) これより開票いたします。議場の開鎖を命じます。

投票を参考に計算させます。

(議場開鎖)

(参考投票を計算)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

二百十九票  
九十九票

白色票

百二十九票  
九十九票

青色票

よつて、本動議は否決されました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 両院協議会の結果の報告を開きます。

待つため、暫時休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

○浅尾慶一郎君 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置について承認を求めるの件の両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、浅尾慶一郎が、副議長に小川勝也君が選任されました。

なお、衆議院におきましては、平沢勝栄君が協議委員議長に、三原朝彦君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなつておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の平沢勝栄君が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、衆議院側の三原朝彦君から、米軍駐留経費の負担は健全な日米同盟を維持強化していく上で非常に重要な施策であることを、光熱水料につき負担額の上限について一定の削減が図られるなど厳しい財政状況にも目配りした内容となつてていること等の理由で賛成、次に、本院側の藤田幸久君から、我が国の負担額が前協定から実質的に据え置かれたままとなつていてこと、諸外国との比較において我が国の米軍駐留経費の負担が突出していること、米国の節約努力の取組に対して政府が十分な検証を行つておらず國会や国民に対する説明責任が果たされていないこ

官報(号外)

と等の理由によつて反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の大塚直史君、日本共産党の井上哲士君、社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の河野太郎君、公明党の石田祝稔君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した問題点を踏まえ、参議院の議決どおり本協定を承認しないよう、衆議院側に要請する旨の意見が述べられました。

また、衆議院側の高木毅君からは、本協定は在

り、衆議院の効果的な活動の確保に資するものであり、衆議院側に要請する旨の意見が述べられました。

結局、意見の一一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十一条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

○議長(江田五月君) 日程第一 独立行政法人国

民生活センター法の一部を改正する法律案

とつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

日程第三 消費者契約法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

法律案

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡田広君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡田広君登壇、拍手〕

○岡田広君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、近年における消費者紛争につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

なお、独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案に対し、四項目、消費者契約法等の一部を改正する法律案に対し、四項目から成

る質疑を行つた結果、二法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本司君登壇、拍手〕

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型インフルエンザの発生及びその蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかるている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等、所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなすこと等の修正

が行われております。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

委員会におきましては、新型インフルエンザ発生時の水際対策の重要性、感染症指定医療機関等の整備状況、プレパンデミックワクチン等の接種の在り方、新型インフルエンザに関する広報啓発の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十二項目から成る附帯決議が付されております。

○議長(江田五月君) 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(江田五月君) これまで投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(江田五月君) よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長吉田博美君。

○議長(江田五月君) 日程第五 國土交通省設置法等の一部を改正する法律案

送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員

長吉田博美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉田博美君登壇、拍手〕

○吉田博美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、

観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空・鉄道・船舶事故等の原因究明、海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廢止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、運輸安全委員会の権限の追加等の修正が行われております。

委員会におきましては、観光立国に向けた観光庁の設置効果及び関係省庁等との連携強化策、運輸安全委員会の中立性確保と機能拡充の必要性、改組される海難審判所の司法機能の維持、船員労働委員会の廃止に伴う適正な事務移管等について御承知願います。

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長吉田博美君。

議員

山下 芳生君

森田 高君

舟山 康江君

風間 直樹君

紙 智子君

轟木 利治君

仁比 聰平君

横峯 良郎君

川上 義博君

井上 邦彦君

室井 信夫君

松野 稔君

大門実紀史君

津田弥太郎君

市田 忠義君

水岡 俊一君

犬塚 直史君

藤本 祐司君

岩本 司君

ジネン マルティ君

松井 孝治君

櫻井 充君

浅尾慶一郎君

増子 輝彦君

田名部匡省君

高橋 千秋君

山下八洲夫君

千葉 景子君

佐藤 泰介君

岡崎トミ子君

中谷 智司君

平山 幸司君

大島九州男君

徳永 久志君

牧山ひろえ君

藤谷 光信君

相原久美子君

藤原 良信君

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 一百三十三票を賛成、七票を反対、二百三十一票を棄権いたしました。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君  
副議長 山東 昭子君

## 官報(号外)

平成二十年四月二十五日

参議院会議録第十五号

議長の報告事項

大河原雅子君	足立信也君	白眞勲君	島田智哉子君	尾立源幸君	芝博一君	柳澤光美君	神本美恵子君	藤原正司君	池口修次君	平田健二君	直嶋正行君	篠瀬進君	北澤俊美君	山根隆治君	藤井正司君	柳澤光美君	今野東君	大石尚子君	尾立源幸君	島田智哉子君	足立信也君
--------	-------	------	--------	-------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------	-------

谷岡郁子君	那谷屋正義君	谷岡郁子君	前川清成君	藤末健三君	中村哲治君	棟葉賀津也君	小林正夫君	下田敦子君	谷博之君	小川勝也君	福山直樹君	円より子君	小泉昭男君	小泉昭男君	藤井孝男君	松田岩夫君	山本順三君	高嶋良充君	郡司彰君	柳澤光美君	芝博一君
-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

衛藤晟一君	平野達男君	大塚耕平君	亀井郁夫君	市川一朗君	家西悟君	高嶋良充君	市川一朗君	谷下田	小川勝也君	小泉昭男君	二之湯智君	山田俊男君	古川俊治君	秋元弘介君	小池荻原	藤井孝男君	西田昌司君	中曾根弘文君	山本順三君	柳澤光美君	芝博一君
-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------	-------	-------	------

加治屋義人君	森ゆうこ君	辻泰弘君	澤雄二君	森まさこ君	山本博司君	西田洋子君	又市征治君	関口昌一君	吉田博美君	渕上貞雄君	浮島とも子君	西田昌仁君	山谷えり子君	牧野たかお君	谷合正明君	森まさこ君	山内徳信君	山本香苗君	溝手顕正君	南野知恵子君
--------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

國務大臣																				
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

議長の報告事項	一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	総務委員	辻泰弘君	澤雄二君	森まさこ君	山内徳信君	山本香苗君	溝手顕正君	南野知恵子君	谷合正明君	西田昌仁君	西田洋子君	渕上貞雄君	吉田博美君	渕上貞雄君	西田昌仁君	西田昌司君	澤雄二君	森まさこ君	溝手顕正君
---------	------------------------------------------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------

官 報 (号 外)

議院運営委員	辞任	補欠	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国と カンボジア王国との間の協定の締結について 承認を求めるの件 (第百六十八回国会閣条第三 号、衆議院継続審査)
大島九州男君	室井 邦彦君	島尻安伊子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。
藤原 良信君	佐藤 公治君	外添 要一君	災害対策特別委員
大島九州男君	藤谷 光信君	大島九州男君	辞任
藤原 正司君	姫井由美子君	藤谷 光信君	補欠
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。	同日議長において選任した理事は次のとおりで ある。	少子高齢化・共生社会に関する調査会委員	政府開発援助等に関する特別委員
渡辺 孝男君	山本 博司君	渡辺 孝男君	辞任
経済産業委員会	藤末 健三君 (藤原正司君の補欠)	経済産業委員会	補欠
理事 藤末 健三君 (藤原正司君の補欠)	同日議員から次の議案が提出された。	同日議員から次の議案が提出された。	同日議員から次の議案が提出された。
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部 を改正する法律案 (ツルネンマルティ君外六名 発議 (参第一四号))	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを 厚生労働委員会に付託した。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを 厚生労働委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料とし ての利用の促進に関する法律案 (閣法第四二号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
平成二十年四月二十五日 參議院会議録第十五号 議長の報告事項	九	民法の一部を改正する法律案 (千葉景子君外九 名発議)	八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定に関する質問主意書 (大河原雅子君提出) (第一一四号) 本日の内閣提出案を衆議院に返付した。
		子ども手当法案 (神本美恵子君外八名発議)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定第二十四条についての新たな特別の措置に関 する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締 結について承認を求めるの件
		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定第二十四条についての新たな特別の措置に関 する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締 結について承認を求めるの件	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定第二十四条についての新たな特別の措置に関 する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締 結について承認を求めるの件

本日本院は、日本国とアメリカ合衆国との間の相  
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び  
区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定第二十四条についての新たな特別の措置  
に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の  
締結について承認を求めるの件両院協議会の協議  
委員十人を次のとおり選出した旨本院事務総長から  
衆議院事務総長宛に通知した。

浅尾慶一郎君

池口 修次君

犬塚 直史君

小川 勝也君

榛葉賀津也君

徳永 久志君

白 真勲君

藤田 幸久君

井上 哲士君

近藤 正道君

本日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安  
全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日  
本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

十四条についての新たな特別の措置に関する日本  
国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について  
承認を求めるの件両院協議会の協議委員十人を次  
のとおり選出した旨の通知書を受領した。

平沢 勝栄君 三原 朝彦君  
河野 太郎君 高木 肅君  
山中 嘉子君 三ツ矢憲生君  
根本 匠君 岩屋 毅君  
西 博義君 石田 祝穂君

本日次のとおり日本国とアメリカ合衆国との間の  
相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及  
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に  
関する協定

に関する協定第二十四条についての新たな特別の措  
置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の  
締結について承認を求めるの件両院協議会参議  
院協議委員議長及び副議長を互選した。

議長 浅尾慶一郎君

副議長 小川 勝也君

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告  
書が提出された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに  
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協  
定第二十四条についての新たな特別の措置に関する  
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ  
いて承認を求めるの件両院協議会報告書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本国が、日本国に雇用されて  
合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対  
する一定の給与の支払及び合衆国軍隊等が公用  
のため調達する電気等の支払に要する経費を負  
担すること、日本国政府の要請に基づき、合衆  
国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域  
を使用するよう変更する場合に、その変更に  
伴つて追加的に必要となる経費を負担すること  
と、合衆国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定しており、二千十一年三月  
三十一日まで効力を有する。

我が国がこの協定を締結することは、適切な  
措置と認められない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに  
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第  
二十四条についての新たな特別の措置に関する日  
本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ  
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定  
に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及  
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域  
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定第二十四条についての新たな特別の措置につ  
いて、日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結  
に関する協定第二十四条についての新たな特別の  
措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の  
協定の締結について承認を求めるの件

右は賛成少数により承認すべきものでないと議  
決した。よつて要領書を添えて報告する。

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月三日

日本国及びアメリカ合衆国は、  
共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署  
名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協  
力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日  
本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

審査報告書  
参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 江田 五月殿

外交防衛委員長 北澤 俊美  
参議院議長 江田 五月殿

官 報 (号 外)

保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、

日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、

二千六年一月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、  
合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国

の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場

従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒

冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆國軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機

関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分子當、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に

関し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴て追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し

た。

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国

の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊

約に一層努める。

第四条

アメリカ合衆国は、前二条に規定する経費の節

第一条

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国

の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊

アーリカ合衆国のために

J・トーマス・シーファー

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第

の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガ

ス、水道及び下水道

(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施

に関するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国により

それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この協定は、その承認を通知する

外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千

十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の中証として、下名は、署名のために正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成し

た。

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国

の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊

約に一層努める。

日本国のために

アーリカ合衆国のために

高村正彦

## 両院協議会報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条の締結について承認を求めるの件(閣

条第一号)  
右については、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十年四月二十五日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条の締結について承認を求めるの件(閣

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の必要な措置を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者契約をめぐるトラブルが急増・多様化している現状にかんがみ、これら消費者相談について的確・迅速な対応が可能となるよう、相談員の増強、その専門性の向上、待遇の改善等による体制強化を図ること。

二、紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務を行ふに当たつては、消費者の利益の擁護・増進を行ふという国民生活センターの役割にかんがみ、消費者と事業者の情報力や交渉力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者者のために積極的に後見的役割を果たすこと。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年四月二十四日

内閣委員長 岡田 広  
参議院議長 江田 五月殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条の締結について承認を求めるの件(閣

費者を始めとした当事者にとつて時間的、経済的負担の少ないものとすること。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。

四、住民により身近な消費生活センター等において、消費者契約をめぐるトラブルの迅速なる解決、拡大防止を進めるため、国民生活センターとの連携強化・情報共有により適切な対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、有資格相談員の配置等による体制充実が図られるよう、全国の消費生活センターを始め地方公共団体を積極的に支援するとともに適切な施策を実施すること。

右決議する。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 役員及び職員(第六条―第九条)

第三章 業務  
第一款 紛争解決委員会(第十一条―第十八条)

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一目 手続(第十九条―第二十六条)  
第二目 和解仲介手続の利用に係る特例(第二十七条・第二十八条)

第三款 仲裁(第二十九条・第三十三条)  
第四款 雜則(第三十四条・第三十九条)

第三節 消費者紛争に関するセンターのその他業務(第四十条・第四十二条)

第四章 利益及び損失の処理の特例等(第四十一条)

第五章 雜則(第四十四条・第四十六条)  
第六章 帽則(第四十七条・第四十九条)

附則

第一条の次に次の一条を加える。

独立行政法人国民生活センター法(平成十四年改正する法律)

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関する消費者(個人・事業としてあることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たすこと。

独立行政法人国民生活センター法(平成十四年改正する法律)

法律第一百二十三号)の一部を次のように改正す

る。

目次を次のように改める。

官報 (号外)

又は事業のためにした行為が紛争の原因になつた場合におけるものを除く。)をいう。以下同じ。)又は消費者契約法(平成十二年法律第六十号)第十二条の二第一項に規定する差止請求を行つ適格消費者団体(同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。)と事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になつた場合における個人をいう。)との間に生じた民事上の紛争をいふ。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものをいう。

第三条中「国民生活に」を「国民生活に」に改め、「行う」の下に「とともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解决を図ること。

第三条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第四十七条 第十五条第一項(第十六条第三項に規定する懲役又は五十万円以下の罰金者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)第十六条第一項(第十六条第三項に規定する準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とする。

第四十八条 第四十一条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四章中第十五条を第四十六条とし、第十四条を削り、第十三条を第四十五条とし、第十二条を第四十四条とする。

第四章を第五章とする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第十条」に改め、第三章中同条を第四十三条规定する。

第十条の次に次の二節及び章名を加える。

第一款 紛争解決委員会  
(設置、権限等)

第二節 重要消費者紛争解決手続

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十一条 センターに紛争解決委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解决を図ること。

第三条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第四十七条 第十五条第一項(第十六条第三項に規定する懲役又は五十万円以下の罰金者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)第十六条第一項(第十六条第三項に規定する準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とする。

第四十八条 第四十一条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四章を第五章とする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第十条」に改め、第三章中同条を第四十三条规定する。

第十条の次に次の二節及び章名を加える。

第一款 紛争解決委員会  
(設置、権限等)

第二節 重要消費者紛争解決手続

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十一条 センターに紛争解決委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解决を図ること。

第三条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第四十七条 第十五条第一項(第十六条第三項に規定する懲役又は五十万円以下の罰金者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)第十六条第一項(第十六条第三項に規定する準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第五章を第六章とする。

第四十八条 第四十一条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四章を第五章とする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「第十条」に改め、第三章中同条を第四十三条规定する。

第十条の次に次の二節及び章名を加える。

第一款 紛争解決委員会  
(設置、権限等)

第二節 重要消費者紛争解決手続

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十一条 センターに紛争解決委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第三章中第十条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲

第十条の見出しを削り、同条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 重要消費者紛争の解决を図ること。

二項において「委員長代理者」という。)が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 第二款 和解の仲介

#### 第一目 手続

##### (手続の開始)

第十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。

2 前項の申請は、書面でしなければならない。

3 次条第一項に規定する仲介委員は、第一項の申請に係る紛争が重要消費者紛争に該当しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。

4 前項の規定により第一項の申請を却下する決定に不服がある者は、委員会に対し、異議を申し出ることができる。

5 和解の仲介の申請が重要消費者紛争の当事者の一方からされたものであるときは、委員会は、他方の当事者に対し、速やかに、第二項の書面の写しを添えてその旨を通知するとともに、委員会が行う仲介により当該重要消費者紛争の和解による解決を図る意思があるかどうかを確認しなければならない。

### (仲介委員)

#### 第二十条 委員会が行う和解の仲介の手続(前条第三項の規定による手続を含む。以下「和解仲介手続」という。)は、一人又は二人以上の仲介委員(和解仲介手続を実施する者をいう。以下同じ。)によって実施する。

2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。

#### 第三項の規定により仲介委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

#### 4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならない。

#### 5 二人以上の仲介委員が指名されている場合に数で決する。

#### (仲介委員の忌避)

第二十一条 仲介委員について和解仲介手続の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その仲介委員を忌避することができる。

2 仲介委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、委員長(申立てに係る仲介委員が委員長である場合にあつては委員長代理者、委員長及び委員長代理者である場合にあつてはあらかじめ委員長の指名する委員)が行う。

#### 3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲介

委員が指名されたことを知った日又は忌避の原因があることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を

(手続の終了) 第二十六条 仲介委員は、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不正当な目的でみだりに和解の仲介の申請をしたと認めるときは、和解仲介手続を終了させなければならない。

4 仲介委員は、第二項の申立てがあつたときは、同項の決定があるまで和解仲介手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

#### (出席及び文書等の提出の要求)

第二十二条 仲介委員は、和解の仲介を行つたために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。

#### (手続の非公開)

第二十三条 和解仲介手続は、公開しない。

#### (弁護士の助言)

第二十四条 仲介委員のうちに弁護士がいない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う和解仲介手続において、仲介委員のうち少なくとも一人が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、和解仲介手続に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときは、仲介委員は、弁護士である委員又は特別委員の助言を受けるものとする。

#### (時効の中断)

##### 特例

#### 第二十七条 前条第二項の規定により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者が同条第三項の規定によ

る通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中斷に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があつたものみなす。

#### (訴訟手続の中止)

第二十八条 重要消費者紛争について当該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合にお

## (号外)

官

いて、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
一 当該重要消費者紛争について、当該重要消費者紛争の当事者間ににおいて和解仲介手続が実施されていること。
二 前号のほか、当該重要消費者紛争の当事者間に和解仲介手続によって当該重要消費者紛争の解決を図る旨の合意があること。
3 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第三款 仲裁

(手續の開始)
第二十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができる。
2 当事者の一方がする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。
3 第十九条第二項から第四項までの規定は、委員会が行う仲裁の手続について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項の」とある。

4 委員長は、第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲裁委員の構成について適正を確保するよう配慮しなければならない。
(業務規程)
第五十五条 委員会は、重要消費者紛争解決手続並びに次条の規定による公表及び第三十七条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告に必要な事項は、内閣府令で定め

「次条第一項に規定する仲裁委員」とあるのは「第三十条第一項に規定する仲裁委員」と読み替えるものとする。

(文書等の提出の要求)

第三十一条 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第三十二条 仲裁の手続は、公開しない。

(仲裁法の規定の適用)

第三十三条 仲裁委員は、委員会が仲裁を行う場合における仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の適用については、仲裁人とみなす。

## 第四款 雜則

(裁判外紛争解決手続を実施する他の者との連携)

第三十四条 委員会は、重要消費者紛争解決手続の実施に当たっては、消費者紛争について裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)を実施する国の機関、地方公共団体及び民間事業者との適切な役割分担に配慮しつつ、これらとの相互に連携を図り、紛争の実情に即した適正かつ迅速な解決が行われるように努めなければならない。

(異議申立て及び行政事件訴訟の制限)

第三十五条 この節(第一款を除く。)の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立て及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えの提起をすることができない。

(内閣府令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、委員会、重要消費者紛争解決手続並びに第三十六条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告に必要な事項は、内閣府令で定め

規定による勧告の実施に必要な細則について、業務規程を定め、これを公表するものとする。

(結果の概要の公表)

第三十七条 委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。

(義務履行の勧告)

第三十八条 この節(第一款を除く。)の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立て及び行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えの提起をすることができない。

(内閣府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、委員会、重要消費者紛争解決手続並びに第三十六条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告に必要な事項は、内閣府令で定め



とならなかつた条項(政省令事項を含む)にかかる行為や、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為等を始めとして、その範囲の拡大について引き続き検討を進めること。また、独占禁止法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める」と。

四、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動が促進されるよう、円滑な資金の確保や情報提供など環境整備に努めること。

右決議する。

消費者契約法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十年四月十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

消費者契約法等の一部を改正する法律案

(消費者契約法の一部改正)  
第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十二条の二」に改める。

第二条第一項中「法律」の下に「(第四十三条第二項第二号を除く。)」を加える。

第十二条に見出しとして「(差止請求権)」を付し、同条第五項及び第六項を削り、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(差止請求の制限)

第十二条の一 前条又は不当景品類及び不当表

示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号)第十一条の一の規定による請求(以下「差止請求」という。)は、次に掲げる場合には、する

ことができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確

三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利(以下「差止請求権」という。)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十一条において「差止請求権不存在等確認請求」という。)を棄却した確定判決及び

これが同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。

第十三条第四項中「である事業者等」を削る。

第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十八条中「警察庁長官」を「次の各号に掲げる者」に、「第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 公正取引委員会 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三十

二 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。

定判決等に係る訴訟等の手続に關し、次条を削り、同項第九号中「事業者等」を「相手方」に改め、同項ただし書中「事業者等」を「被告となるべき者」に改める。

第四十一条第一項中「事業者等に對し」

第三十九条第一項中「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改める。

第二十三条第四項第二号中「事業者等に対し」

二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由

四号又は第六号ハに該当する事由

第三十九条第一項中「事業者等」を「差止請求に係る相手方」に改める。

第四十一条第一項中「事業者等に」を「者に」に改め、同項ただし書中「事業者等」を「被告となるべき者」に改める。

第四十三条第二項中「差止請求」を「次の各号に掲げる規定による差止請求」に、「第十二条第一項から第四項までに規定する事業者等の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条 同条に規定する事業者等の行為

二 不当景品類及び不当表示防止法第十一條の二 同条に規定する事業者の行為

第四十五条第一項中「である事業者等」を削る。

第四十六条第一項中「第十二条第五項第二号本文」を「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

第四十九条第一項中「事業者等」を「その相手方」に改める。

第二条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

号)第十二条の二第一項中「又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條の二」を「不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)  
第三条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

五十一一条第一項中「並びに」の下に「及び第五十八条の八第二項」を加え、「及び次条を「次条及び第五十八条の八第二項」に改める。

第五十二条第一項中「並びに」の下に「第五十八条の九」を、「物品(以下この章)の下に「及び第五十八条の九第一項第一号イ」を、「利益(以下この章)及び」。以下この章の下に「及び第五十八条の九第一項第三号」を加える。

第六条 第二項に規定する適格消費者団体の差止請求権(第五十八条の四第一項第五十八条の十)に改める。

第二条第一項中「この章」の下に「及び第五十八条の九まで」に改める。

第十五条第二項中「公正取引委員会」の下に「及び経済産業大臣」を加える。

第二十三条第五項中「内閣総理大臣及び公正

取引委員会」を「内閣総理大臣、公正取引委員会及び経済産業大臣」に、「適格消費者団体及び公正取引委員会」を「適格消費者団体及び公正取引委員会及び経済産業大臣」に改める。

第三十八条第一号中「公正取引委員会」の下に「又は経済産業大臣」を加える。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

三 特定商取引に関する法律第五十八条の四

から第五十八条の九まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である

販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行なう者又は業務提供誘引販売業を行う者

(同法第五十八条の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者)

規定する当該差止請求に係る相手方である

商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第四十二条第一項中「この章」の下に「及び第五十八条の八」を加える。

第四十四条第一項中「並びに」の下に「及び第五十八条の八第二項」を加え、「及び次条を「次条及び第五十八条の八第二項」に改める。

第五十五条第一項中「並びに」の下に「第五十八条の九」を、「物品(以下この章)の下に「及び第五十八条の九第一項第一号イ」を、「利益(以下この章)及び」。以下この章の下に「及び第五十八条の九第一項第三号」を加える。

第五章の次に次の二章を加える。

(適格消費者団体の差止請求権)

第十二条第一項中「この章」の下に「及び第五十八条の五」を加え、同条

八条の四第一項を加え、同条第二項中「この章」の下に「及び第五十八条の五」を加え、同条

(訪問販売に係る差止請求権)

第五十五条第一項中「並びに」の下に「及び第五十八条の五」を加え、同条

八条の四第一項を加え、同条第二項中「この章」の下に「及び第五十八条の六

は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

第一項を加え、同条第四項中「この章」の下に「並びに第五十八条の五」を加える。

第三十三条第一項中「第六十六条第一項及び第七項第一号イ」を、「以下この章」の下に「及び第五十八条の七第一項及び第三項並びに」に改め、「(以下この章)の下に「及び第五十八条の七第一項第一号イ」を、「以下この章」の下に「及び第五十八条の七第一項第四号」を加え、同

条第二項中「並びに」の下に「第五十八条の七」を加える。

七第一項第一号イ」を、「以下この章」の下に「及び第五十八条の七第一項第一号」を加え、「並びに第五十八条の七第一項第一号」を加える。

律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体(以下この章において単に「適格消費者団体」という。)は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれら的内容

ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げたる事項につき、故意に事実を告げない行為又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項(第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する特約

二 第十条の規定に反する特約

(通信販売に係る差止請求権)

第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)について、著しく

申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結するに際し、前号イ又はロに掲げたる事項につき、故意に事実を告げない行為又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げたる事項につき、故意に事実を告げない行為又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは除去必要な措置をとることを請求することができる。

二 第二十二条第一項に規定する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその

統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれら

に際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号又は口に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為

口 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項  
二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果(権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果)

口 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質

第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を行はるときは、その役務提供事業者又

ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 二 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項
- 三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事實を告げない行為
- 四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を行なうときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第四十八条第八項に規定する特約
- 二 第四十九条第七項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する特約
- (業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)
- 第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供

誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行なうおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができると。

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げな表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行なう者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務の提供を受ける権利を除く。の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは受けた権利を除く。の種類及びその性能を告げず、又は不実のことを告げる行為イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能を告げず、又は不実のことを告げる行為

五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項(第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。)

六 第五十条第一項 第五十八条の八

七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に反するものに係る部分に限る。)

八 第五十八条の三第三項 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又は去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができると。

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供

一 第五十八条第四項に規定する特約

二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約

(適用除外)

第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。

第五十八条の六まで

一 第二十六条第一項 第五十八条の四から

二 第二十六条第五項 第五十八条の四

三 第二十六条第六項 第五十八条の六

四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。)及び第五十条(第二号に係る部分に限る。)

五 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。)

六 第二十六条第六項 第五十八条の六

七 第五十条第一項 第五十八条の八

八 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に反するものに係る部分に限る。)

**附 則**  
**(施行期日)**

1

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)の施行の日から施行する。

**(経過措置)**

第一条又は第二条の規定の施行前にされた消費者契約法第十三条第一項の認定の申請並びに同法第十九条第三項及び第二十条第三項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二、委員会の決定の理由  
要領書

本法律案は、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかる疑いのある者について感染防止のための策を講ずる等所要の規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認めること。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

**一、費用**

本法施行のため、別に費用を要しない。

**附帯決議**

政府は、発生が時間の問題とされている新型インフルエンザの脅威から、国民の生命及び健康を守るために、次の事項について対策を講ずるべきである。

第一条又は第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第一条又は第二条の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年四月二十四日

厚生労働委員長 岩本 司

参議院議長 江田 五月殿

二、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の仕方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であつて接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

三、新型インフルエンザの感染予防対策の重要性にかんがみ、ワクチンの経鼻粘膜投与技術及び細胞培養による大量生産技術の開発等を推進すること。また、新型インフルエンザが出現した場合に、速やかにワクチンを大量に生産できるよう、必要な有精卵を確保するため、これらを生産する養鶏業者に対し、鳥インフルエンザ等の感染予防対策を支援するなど、財政措置を含め必要な対策を講ずること。さらに、新型インフルエンザ感染症の流行時において、全国民を対象に迅速かつ適切にワクチン接種ができるよう、薬剤師及び保健師等を活用した投与の在り方についても検討すること。

六、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者又は鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスに感染したおそれのある者については、そのウイルスが変異して新型インフルエンザとなる可能性があることにかんがみ、我が国への入国に際し、人権に配慮しつつ、必要に応じ検査の結果が出るまでの一定期間の待機への協力を求めるとともに、都道府県と連携し、国内における居所、健康状態等についての報告、質問等を徹底するなど、新型インフルエンザの発生の予防及びそのまん延の防止に努めること。

一、新型インフルエンザが発生し、国内で大流行した場合の感染者数、受診患者数及び死亡者数等の推定については、諸外国の研究事例等を参考とし、様々な感染力や病原性を持つウイルスを想定したシミュレーションも行った上で試算を行い、これに基づいて行動計画及びガイドラインの点検を定期的に行うこと。

三、プレパンデミックワクチンによる無駄等が生じることのないよう、安全性・有効性を担保しつつ有効期限の延長について検討すること。

五、都道府県における感染症指定医療機関の指定及び協力医療機関の確保を支援し、必要な医療機関における院内感染防止策等入院患者の受入体制の整備や人工呼吸器等必要な医療機材の確保について必要な支援を行うこと。また、新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。

七、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る海外の情報収集については、WHO及び諸外国の関係機関との一層の連携を強化し、最新の情報の入手・分析体制を確立するとともに、

(号外)

都道府県、保健所及び検疫所等の関係各機関相互の情報ネットワーク化を強化すること。また、緊急の場合において、各機関が適確な情報収集及び分析を実施できるよう体制を整備すること。

八、国民に対して、隨時、ホームページの掲載等により新型インフルエンザに係る情報を提供するなど積極的な広報活動に取り組み、国民の理解と協力を促すとともに、その不安感の軽減に努めること。また、水道、電力等基盤産業や国及び地方の行政機関等によるライフライン機能等に係る活動の維持に不可欠な業務を継続するための計画について、当該機関に対して周知徹底を図り、策定を促すこと。さらに、事業者が新型インフルエンザの流行に備えた計画の策定等の事前準備を行うことに対しても、支援に努めること。

九、医療機関のみならず企業及び学校等集団生活を行う場においてもマスク等医療資材の確保に努めるよう普及啓発を図るとともに、必要な支援を講ずること。特に、感染による健康への被害が大きいと考えられる子ども及び若年者に対して、家庭、学校、地域において総合的な新型インフルエンザ対策を推進すること。

十、都道府県が策定した行動計画に基づく新型インフルエンザ対策の準備・進捗状況について、実践的訓練の実施結果も踏まえて総点検し、必要に応じて当該行動計画の見直しを含めた指導及び支援を行うこと。

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

十一、海外からの新型インフルエンザウイルス感染者の入国を水際で防止するため、各国際空港・海港における検疫所、入国管理局及び税関等関係機関の連携・協力体制を強化すること。

また、検疫所においては、新型インフルエンザの発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう、サーモグラフィ等の機器の効率的な活用及び検疫官の応援体制の整備等により体制の強化に努めること。

十二、国立感染症研究所について、人員の配置等や地方衛生研究所等との連携の強化及び研究の支援等体制の強化を図るとともに、東南アジア諸国の感染症研究の支援・研修交流を推進すること。また、大学、民間研究機関等との連携を図り、官民一体となつた新型インフルエンザに関する研究を推進するよう努めること。

右決議する。

(小字及び一は衆議院修正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 医療(第三十七条―第四十四条)」を「第六章 新感染症(第四十五条―第五十三条)」を「第六章 医療(第三十七条―第四十四条)」を「第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十五条―第五十三条)」を「第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十六条―第五十三条)」を「第八章 新感染症(第四十四条)」を「第八章 新型インフルエンザ等感染症(第四十五条―第五十三条)」に、「第六章 医療(第三十七条―第四十四条)」を「第六章 新型インフルエンザ等感染症(第四十五条―第五十三条)」に、「第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十六条―第五十三条)」に、「第七章 医療(第三十七条―第四十四条)」を「第七章 新型インフルエンザ等感染症(第四十五条―第五十三条)」に、「第八章 新感染症(第四十六条)」を「第八章 新型インフルエンザ等感染症(第四十七条)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は二類感染症」を「二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「若しくは二類感染症」を「二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「及び三類感染症」を「三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

五 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1である

ものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)

第六条第五項第七号中「鳥インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。」)を加え、同条第二十二項第一号中「又はH7N7」を加え、同条第六項第一号中「鳥インフルエンザ」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加え、同条第十二項第一号中「鳥インフルエンザ(H5N1)」とあるものを「若しくはH7N7であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十一項を第二十二項とし、第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は二類感染症」を「二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「若しくは二類感染症」を「二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「及び三類感染症」を「三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 この法律において「新型インフルエンザ等

「感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザ)であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

第七条第一項中「第六章まで、第八章、第九章及び第十三章」を「第七章まで、第十章、第十二章及び第十三章」に改める。  
第八条第二項○中「無症状病原体保有者」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者」を同条第三項とし、同一条第一項の次に「(下に)又は新型インフルエンザ等感染症の患者」を加え、同項  
2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに

足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなし、この法律の規定を適用する。

第十二条第一項第一号及び第十三条第一項中「又は四類感染症」を「四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に改める。

第十五条第一項から第三項までの規定中「若しくは五類感染症」を「五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

第十五条の三 都道府県知事は、検疫法第十八条第五項(同法第三十四条の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)の規定により検疫所長から同法第十八条第四項に規定する者について同項の規定により報告された事項の通知(同法第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。)を受けたときは、当該者に対し、同法第十八条第一項の規定により検疫所長が定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができる。

第十六条中「○二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第十七条第一項及び第十八条第一項中「又は三類感染症」を「三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第十五条第二項中「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同条第四項及び第五項中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第六項中「二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第十六条第一項及び第二項中「(下に)この項及び同条第二項中「以下」の下に「この」の項及び第七十七条において」を加え、「若しくは第十五条の二第一項」を「第十五条の二第二項」に改め、同条第二項中「(下に)この」の項及び第七十七条において」を加え、「若しくは第十五条の三第二項」に改め、「調査」の下に「同条第一項の規定による報告若しくは質問」を、「第二十七條」の下に「(第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。)、第二十八条(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。)、第二十九条(第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。)以下この項及び第七十七条において

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第三十八条第二項中「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同条第四項及び第五項中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第六項中「二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四十二条第一項中「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同条第二項中「(下に)この」の項及び第七十三条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この」の項及び第七十七条において」を加え、「若しくは第十五条の二第一項」を「第十五条の二第二項」に改め、「調査」の下に「同条第一項の規定による報告若しくは質問」を、「第二十七條」の下に「(第七条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。)、第二十八条(第七条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。)、第二十九条(第七条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。)以下この項及び第七十七条において

ことができる。

第三十五条第一項中「若しくは四類感染症」を「四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三十八条第二項中「第六条第十五項」を「第六条第十六項」に改め、同条第四項及び第五項中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同条第六項中「二類感染症」の下に「及び新型インフルエンザ等感染症」を加える。

る。



第五十一条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「前項第五項」を「第五十条第五項」に改める。

第五十二条第一項中「又は第五十条第一項」を「第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第五十二条第一項中「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に改め、「場合」の下に「又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合」を加える。

第五十三条第一項中「前章まで、第八章、第九章及び第十章」を「第六章まで、第十章、第十二章及び第十三章」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第五十三条第一項中「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に改め、「場合」の下に「又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による事務を行った場合」を加える。

第七章 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、イン

ターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を作成した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなつたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

（感染を防止するための協力）

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

（建物に係る措置等の規定の適用）

第四十四条の四 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、第二十八条及び第三十一条から第三十三条までの規定並びに第三十四条から第三十六条まで、第十二章及び第十三章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができる。

2 前項の政令で定められた期間は、当該感染

れた者は、これに応じるよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行つた場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

（建物に係る措置等の規定の適用）

第四十四条の四 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防

止するため、特に必要があると認められる場

合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一

類感染症とみなして、第二十八条及び第三十

一条から第三十三条までの規定並びに第三十

四条から第三十六条まで、第十二章及び第

十三章の規定（第二十八条又は第三十一条から

第三十三条までの規定により実施される措置

に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用す

された規定を当該期間の経過後なお適用する

ことが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長する

ことができる。当該延長に係る政令で定める

期間の経過後、これを更に延長しようとする

ときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、第一項の政令の制定又は改

廃につき緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その立案した政令の内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告）

第四十四条の五 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症に係る経過の法律に基づく政令の規定による事務を行つた場合は、厚生労働省令で定めるところによればならない。

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に係る経過の法律に基づく政令の規定による事務を行つた場合は、厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 前項の政令で定められた期間は、当該感染

症について同項の政令により適用することと

おいて準用する同条第一項に規定する措置を

# 官報(号外)

当該職員に実施させた場合について準用する。

## (検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症

第一項の次に次の二項を加える。

第二条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であつて当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第十四条第一項第一号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第二号中「第二条第一号」を加え、同項第二号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」を第一号の下に「又は第二号」を加え、「同号」を第一号に改める。

第十五条第一項第一号中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」を第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。

一 第二条第一号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関(以下同じ。)又は第一種感染症指定医療機関(同法に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。))

二 第二条第二号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)

二 第二条第二号に掲げる感染症 特定感染症

第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第二号に掲げる感染症の疑似症を呈している者であつて当該感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、同号に掲げる感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

第十五条第二項、第三項及び第五項中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十六条第一項中「停留は」の下に「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、同号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、

第二項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検疫官をしてこれらを求めさせることができる。

前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。

同項を同条第四項とし、同条第一項又は第二項の二に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第四項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改める。

「前二項」に改め、「同号」の下に「又は同条第二号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

第二十六条の二中「第七項まで」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第二十六条の三中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第二章中第二十三条の次に次の二条を加える。

(協力の要請)

第二十二条の二 検疫所長は、当該検疫所における検疫業務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶等の所有者若しくは長又は検疫港若しくは検疫飛行場の管理者に対して、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

第二十四条の規定による質問に関する書類の配付、検疫の手続に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十六条の二中「第七項まで」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第二十六条の三中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

平成二十年四月二十五日 参議院会議録第十五  
の次に次の一号を加える。

号)の一部を次のように改正する。  
一部を次のように改正する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案

要領書

第六十九条の十一第一項第五号の二中「第六

「同条第二十九項」を「第六条第二十項」に、

（沖縄振興特別措置法の一部改正）  
十項】を【同条第二十一項】に改める。

**八  
七条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第**

十四号)の一部を次のように改正する。

第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五

項」に改める。

措置に関する法律の一部改正)

**八条** 武力攻撃事態等における国民の保護のた

二号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一條第一項中「第六章」を「第七章」

に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条

に改める。

審查報告書

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。〔一九一九年四月二日〕

よ二で要領書を添えて報告する

國土交通委員長 吉田 博美

參議院議長 江田 五月殿

卷之三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に一部を改正する法律案

一部を次のように改正する。

第六十九条の十一第一項第五号の二中「第六条第十九項」を「第六条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八十七条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表十五の項中「第六条第十三項」を「第六条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五项」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第九十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一条第一項中「第六章」を「第七章」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

審査報告書

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年四月二十四日

国土交通委員長 吉田 博美

参議院議長 江田 五月殿

国土交通省設置法等の  
二八

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事務、故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空・鉄道・船舶事故等の原因究明、海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法律施行のため、平成二十年度一般会計予算(国土交通省所管)に、観光庁関係予算として約十一億七千七百万円、運輸安全委員会関係予算として約十億五千二百円、海難審判所関係予算として約四億五千六百万円が計上されている。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、観光庁は、行政改革の趣旨を踏まえ効率的な施策の推進及び組織運営を行うこと。

二、観光庁は、観光立国の早期実現に向け、内外の観光ニーズを適確に把握するためのマーケティング、専門性や経験を有する人材の民間からの積極的な雇用に努めるほか、特に、外国人旅行者増大のボトルネックとされている交通サービス、旅行者の受入態勢、情報提供サービスについて、早急に具体的な改善措置を講ずること。

三、船員労働委員会の廃止が船員労働行政の後退につながることのないよう配慮するとともに、所掌事務の移管に当たっては、都道府県労働委員会への円滑な移管に十分に配慮し、紛争事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

四、運輸安全委員会は、本法改正の趣旨に則り、独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと。このため、運輸安全委員長・委員については、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任すること。また、事務局の機能については、適正な人員の配置を行い、十分な予算を確保するとともに、調査結果の蓄積・活用等、事故の未然・再発防止に寄与する体制を整備するよう努めること。

五、運輸安全委員会と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、適切な協力、

旅客者増大のボトルネックとされている交通サービス、旅行者の受入態勢、情報提供サービスについて、早急に具体的な改善措置を講ずること。

六、航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のため必要な措置を検討すること。

役割分担の関係構築に努めること。

六、航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等

に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの

事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機

関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進の

ために必要な措置を検討すること。

七、海難審判制度の運用に関しては、その沿革にかんがみ、受審人の権利の保護に万全を期すこと。

ともに、国際的動向を踏まえ、本法改正の趣旨に則り、海難の原因究明と懲戒が明確に分離さ

れるよう必要な措置を講ずること。

八、本法の施行後五年経過後において、運輸安全委員会設置法の施行の状況を勘案し、既存の自動車事故の調査、分析、研究体制を見直して業

務範囲に自動車事故を加えることなど、運輸安

全委員会の在り方について十分な検討を行うこ

と。

右決議する。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十五日

衆議院議長 河野 洋平

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第四条百十一号中「の原因及び」を「及び航空事故の兆候の原因並びに」に改め、「並びに航

空事故の兆候についての必要な調査」を削り、

第三条中「推進」の下に「観光立国の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四条第十五号中「第二百号」を「第九十九号」に改め、同条第七十五号中「関する事故」の下に「並びにこれらの事故の兆候」を加え、「並びにこれららの事故の兆候についての必要な調査」を削り、同条中第九十六号を削り、第九十七号を第九十六号とし、第九十八号から第二百号までを一号ずつ繰り上げ、第二百一号の前に次の二号を加える。

百一 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第三条中「二人」を「四人」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を

(小字及び一は衆議院修正)

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

国土交通省設置法等の一部を改正する法律

(国土交通省設置法の一部改正)

第一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「船員労働委員会」を「観光庁」に、「第四節 海難審判制度」を「第五節 海上保安委員会(第五十三条)」に改める。

第三条中「推進」の下に「(昭和二十八年法律上保安庁(第五十三条)」を「第四節 海上保安委員会(第五十二条)」に改める。

第四条第一項第三号中「(昭和二十八年法律百四十九号)」の下に「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労少年福祉法(昭和四十五年法律第九十九号)」を削る。

第六条第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第十四条第一項第三号中「(昭和二十八年法律百四十九号)」の下に「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労少年福祉法(昭和四十五年法律第九十九号)」を削る。

第十五条第一項第三号中「(昭和二十八年法律百四十九号)」の下に「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労少年福祉法(昭和四十五年法律第九十九号)」を削る。

第十六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を

同条中「二百二十三号」を削り、「二百二十二号」を「二百二十三号」とし、「二百二十八号」から「二百二十一号」までを「一号ずつ繰り下げ」、「二百十七号」の次に次の一號を加える。

百一十八 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第九条に規定する事務

百一十九 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十六号)第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第六条第二項の表航空・鉄道事故調査委員会の項を削る。

第十四条第一項第三号中「(昭和二十八年法律百四十九号)」の下に「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労少年福祉法(昭和四十五年法律第九十九号)」を削る。

第十五条第一項第三号中「(昭和二十八年法律百四十九号)」の下に「船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第一百三十七号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、勤労青年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労少年福祉法(昭和四十五年法律第九十九号)」を削る。

第十六条第二項中「二人」を「四人」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を

「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

小笠原総合事務所

海難審判所

第三章第三節中第二十九条の次に次の二条を

第三章第三節中第二十九条の次に次の二条を  
加える。

(海難審判所)

第三十九条の二 海難審判所については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三十五条第一項中「航空・鉄道事故調査委員会」を「運輸安全委員会」に、「第百号まで」を「第九十九号まで、第百号」運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。)に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第三十九条の二 海難審判所については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第四十一条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、次の外局を置く。

百二十号」を「第四条第百二十号、第百二十一号」に、「第一百二十一号」を「第一百二十二号」に改める。

観光庁

気象庁

海上保安庁

第二 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

運輸安全委員会

第四章 第五節を削る。

第四章第四節中第五十二条を第五十三条とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の二節を加える。

第四節 運輸安全委員会

第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五十二条 運輸安全委員会設置法(一部改正)

第二条 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)  
第四十三条 観光庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他の観光に関する事務を行うことを任務とする。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第三条―第十

七条)

第三章 事故等調査(第十八条―第二十五条)

第四章 効告及び意見の陳述(第二十六条―

第二十八条)

第五章 雜則(第二十九条―第三十三条)  
八条の二  
附則

第一章 総則  
第一条 中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等」に、「並びにこれら事故」を「並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「適確に行なう」に、「事故の兆候について必要な調査を行なうため航空・鉄道事故調査委員会」を「調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対する必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会」に改める。

第二条を削る。

第二条の二 第二項を削り、同条第三項中「航空事故及び航空事故の兆候」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

第三条 第二項を削る。

第三条の二 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第四条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第五条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第六条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第七条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第八条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第九条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十二条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十三条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十四条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十五条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十六条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十七条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十八条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第十九条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十一条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十二条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十三条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十四条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十五条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十六条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十七条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十八条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第二十九条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第三十条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第三十一条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。

第三十二条 第二項を削り、同条第三項に次の各号を加える。



報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを見つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第十五条の二第一項中「第十八条」を「第二十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「第三条第一号から第三号まで」を「第五条第一号及び第二号」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「又は軌道経営者」を「軌道経営者又は船舶の使用者」に改め、「鉄道施設」の下に「船舶」を加え、「若しくは鉄道事故等関係者」を「鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等の関係者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 船舶の使用者、船舶に乗り組んでいた者、船舶事故に際し人命又は船舶の救助に当たつた者その他の船舶事故等の関係者（以下「船舶事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

第十五条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条第四項中「国土交通省令」を「政令」に

改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

### 第三章 事故等調査

第十三条第一項中「又は鉄道事故等」を「鉄道事故等又は船舶事故等」に、「又は鉄道事故等」を「第二十五条第一項第四号において同じ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### （規則の制定）

第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸

安全委員会規則を制定することができる。

第十二条を第十四条とし、第十三条を第十三  
条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「四人」を「六人」に改め、同条

第四項中「第五条第四項」を「第七条第四項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「第六条第四項各号の一」を「第八条第四項各号のいすれか」に改め、同条を第十条とする。

第七条に次の一項を加える。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、

当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

第七条を第九条とする。

第六条第四項第一号を次のように改める。

- 五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用者その他の従業者又は水先人
- 六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。
- 七 第三条第六号を次のように改める。
- 八 第三条第七号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「施策について」を「施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し」に改め、同条第八号中「航空事故及び鉄道事故」を「これらの事故」を「航空事故、鐵道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条「これらの事故」を「航空事故、鐵道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条に次の一号を加える。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務
- 十 第三条を第五条とし、同条の前に次の章名及び二条を加える。

第三条各号列記以外の部分を次のように改めること。

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三 第三条第一号中「航空事故」を「航空事故等」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「鉄道事故」を「鉄道事故等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同号の

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

六 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

七 第三条第六号を次のように改める。

八 第三条第七号中「航空事故及び鉄道事故」を「航空事故、鉄道事故及び船舶事故」に、「施策について」を「施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し」に改め、同条第八号中「航空事故及び鉄道事故」を「これらの事故」を「航空事故、鐵道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条「これらの事故」を「航空事故、鐵道事故及び船舶事故」に、「建議する」を「国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる」に改め、同条に次の一号を加える。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

十 第三条を第五条とし、同条の前に次の章名及び二条を加える。

十一 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十二 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十三 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十四 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十五 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十六 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十七 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十八 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

十九 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

二十 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

二十一 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等

（設置）

## (任務)

第四条 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求めるることを任務とする。

## (海難審判法の一部改正)

第三条 海難審判法(昭和二十二年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

## 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第一節 組織(第七条—第十五条)

第二節 管轄(第十六条—第十八条)

第三章 補佐人(第十九条—第二十三条)

第四章 審判前の手続(第二十四条—第二十一条)

第五条 審判(第三十条—第四十三条)

第六章 裁決の取消しの訴え(第四十四条—第四十六条)

第七章 裁決の執行(第四十七条—第五十一條)

第八章 雜則(第五十二条—第五十七条)

附則

第一条に見出しそして「(目的)」を付し、同条

中「海難審判所」によつて海難の原因を明らかにし、以てその「職務上の故意又は過失

によつて海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行つたる。

第一条を次のように改める。

## (定義)

第二条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

三 船舶の安全又は運航の阻害

第三条を削る。

第四条に見出しそして「(懲戒)」を付し、同条第二項中「海難審判所」を「海難審判所」に、「以下」を「第八条及び第二十八条第一項において」に改め、同条第一項及び第三項を削る。

第四条を第三条とする。

第五条 審判(第三十条—第四十三条)

第六章 裁決の取消しの訴え(第四十四条—第四十六条)

第七章 裁決の執行(第四十七条—第五十一條)

第八章 雜則(第五十二条—第五十七条)

第九条 第十二条を次のように改める。

第十条 第十二条を次のように改める。

第十一條 第十二条を次のように改める。

同条中「海難審判所」を「海難審判所」に改め、「第四条第二項に規定する場合において」を削り、「閱歴」を「経歴」に、「微し」を「より」に改め、同条を第五条とする。

第七条に見出しそして「(裁決の効力)」を付し、同条第一項を次のように改める。

第二章の章名中「海難審判所」を「海難審判所」に改め、同条を第六条とする。

第七条に見出しそして「(裁決の効力)」を付し、同条第一項を次のように改める。

第二章中第八条の前に次の節名及び一条を加える。

し、同条中「(高等海難審判所長官及び海難審判官をいう。以下同じ。)」を削り、同条を

「第四条第二項に規定する場合において」を削り、「閱歴」を「経歴」に、「微し」を「より」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十三条とする。

第十条に見出しそして「(審判官及び理事官)」を付し、同条第一項を次のように改める。

海難審判所に審判官及び理事官を置く。

第十条第二項中「(海難審判所理事官及び海難審判所副理事官をいう。以下同じ。)」を削り、同条第一項を次のように改める。

海難審判所に審判官及び理事官を置く。

第十条第二項中「(海難審判所長官)」を付し、同条第一項を次のように改める。

び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十六条に見出しとして「(構成)」を付し、同条第一項及び第二項を次のように改める。

海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。

2 地方海難審判所において、審判官は、事件が一名の審判官で審判を行うことが不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う旨の決定をすることができる。

第十六条第五項中「第一項本文、第三項及び前項」を「合議体で審判を行う」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条第三項に項番号を付し、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### (国土交通省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条に見出しとして「(事件の管轄)」を付し、同条第一項を次のように改める。

審判に付すべき事件のうち、旅客の死亡を伴う海難その他の国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは、当該海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所(海難の発生した地点が明らかでない場合には、

その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所)が管轄する。

第十九条第二項中「地方海難審判所」を「地方海難審判所」に、「申立て」を「申立て」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「政令」を「国土交通省令」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十六条とし、同条の前に次の節名を付する。

#### 第二節 管轄

第二十条に見出しとして「(事件の移送)」を付し、同条第一項中「地方海難審判所は」を「地方海難審判所は」に、「以て」を「もつて」に、「管轄地方海難審判所」を「当該事件を管轄する地方海難審判所」に改め、同条第二項中「地方海難審判所」を「地方海難審判所」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条第三項に項番号を付し、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### (国土交通省令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織は、国土交通省令で定める。

第十六条第三項に項番号を付し、同条を第十七条とす

る。

第十六条第三項に項番号を付し、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### (海難の発生の通報)

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条に見出しとして「(理事官による調査)」を付し、同条中「地方海難審判所の所在地に駐在する」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十五条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

付し、同条第一項中「高等海難審判所」を「海難審判所長」に改め、同条第二項中「高等海難審

判所」を「海難審判所長」に改め、「決定を以て」を

削り、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十一条に見出しとして「(管轄の移転)」を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を「海難審判所長」に改め、同条第二項中「高等海難審判所」を「海難審判所長」に改め、「決定を以て」を

削り、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十二条に見出しとして「(補佐人の選任)」を付し、同条を第十九条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十三条に見出しとして「(補佐人の選任)」を付し、第三章中同条を第十九条とする。

法第十九条の規定により海難について報告が

第二十四条に見出しとして「(補佐人の権限)」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条を第二十条とする。

第二十五条に見出しとして「(補佐人の要件等)」を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を「海難審判所」に改め、同項ただし書中「但し、海難審判所」を「ただし、海難審判所」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十一条とする。

第二十六条に見出しとして「(海事補佐人の義務)」を付し、同条第一項に項番号を付し、同条を第十二条とする。

第二十七条に見出しとして「(海事補佐人に対する監督)」を付し、同条中「高等海難審判所長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第二十三条规定とする。

第二十八条及び第二十九条を削る。

第二十九条に見出しとして「(理事官による調査)」を付し、同条中「地方海難審判所の所在地に駐在する」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十五条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

付し、同条第一項中「高等海難審判所」を「海難

審判所長」に改め、同条第二項中「高等海難審

判所」を「海難審判所長」に改め、「決定を以て」を

削り、同項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十一条に見出しとして「(理事官による調査)」を付し、同条第一項中「事件を審判に付すべきもの」を「海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものである」に、「地方海難審判所」を「海難審判所」に改め、「対して」の下に「その者を受審人とする」を加え、同条第一項中「事実」の下に「及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容」を加え、同項に項番号を付し、同条第二項及び第四項を削り、同条を第二十八条とする。

第二十二条に見出しとして「(補佐人の選任)」を付し、同条を第十九条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十三条に見出しとして「(補佐人の選任)」を付し、同条を第十九条とする。

#### (海難の発生の通報)

第二十四条に見出しとして「(船員法(昭和二十二年法律第百号))」を「(船員法(昭和二十二年法律第百号))」に改め、同条第一項の規定により國土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官は、同

あつたとき、又は海難が発生したことを見つめたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

2 海上保安官、警察官及び市町村長は、海難が発生したことを知つたときは、直ちに管轄する海難審判所の理事官にその旨を通報しなければならない。

同条第二項中「前項の場合においては」を削り、「申立」を「申立て」に改め、同条第二項を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第三十四条を第二十九条とする。

第五章 番判

第三十五条に見出しとして「(審判の開始)」を付し、同条中「地方海難審判所」を「海難審判所」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三に、「申立てによつて」を「申立てに因つて」に改め、第五章中同条を第三十条とする。

第三十六条に見出しとして「(審判の公開)」を付し、同条中「地方海難審判所」を「海難審判所」に、「申立てに因つて」を「申立てによつて」に改め、第五章中同条を第三十一条とする。

第三十七条に見出しとして「(審判長等の権限)」を付し、同条第一項中「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、同条第二項中「審判長」の下に「又は審判を開始した一名の審判官」を加え、同項に項番号を付し、同条を第三十二条とする。

第三十八条に見出しとして「(受審人の尋問)」を付し、同条中「地方海難審判所」を「海難審判所」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十九条に見出しとして「(口頭弁論)」を付し、同条中「受審人があるときは、」を削り、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但是」を「ただし」に改め、同条を第三十四条とする。

第四十条に見出しとして「(証拠による事実認定)」を付し、同条を第三十七条とする。

第四十一条に見出しとして「(自由心証主義)」を付し、同条を第三十八条とする。

第四十二条に見出しとして「(審判開始の申立ての棄却)」を付し、同条中「地方海難審判所」を削り、「左の」を「次の」に、「以て」を「海難審判所」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十三条に見出しとして「(申立てを)」を付し、「もつて」に、「申立て」を「申立てを」に改め、同条第二号中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三号中「第七条又は第十九条第二項」を「第六条又は第十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十四条に見出しとして「(裁決の告知)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十五条に見出しとして「(国土交通省令への委任)」を付し、同条中「ものの外」を「もののはか」に改め、「地方海難審判所の」を削り、同条を第四十三条とする。

第四十六条に見出しとして「(裁決の取消し)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十七条に見出しとして「(裁決の執行者)」を付し、同条中「高等海難審判所」を「海難審判所」に改め、「海難審判理事所の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地に駐在する」を削り、同条を第四十八条とする。

第五十条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「訴え」を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を削り、「に対する訴」を「の取消しの訴え」に改め、同条第二項中「の訴」を「の訴え」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項を削り、第七章中同条を第四十四条とする。

第五十一条に見出しとして「(免許取消しの裁決の執行)」を付し、同条中「以下」を「次条及び第五十一条において」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十二条に見出しとして「(業務停止の裁決の執行)」を付し、同条を第五十条とする。

第五十三条に見出しとして「(海技免状等の無効の告示)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条中「の訴」を「の訴え」に、「高等海難審判所長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第六十二条及び第六十三条を削る。

第五十四条に見出しとして「(被告適格)」を付し、「もつて」に、「申立て」を「申立てを」に改め、同条第二号中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三号中「第七条又は第十九条第二項」を「第六条又は第十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十五条に見出しとして「(裁決の取消し)」を付し、「附さなければ」を「付さな

付し、「(証拠の取調べ)」を付し、同条第一項中「地方海難審判所」を「海難

審判所」に、「申立てに因り」を「申立てにより」に改め、同条を第四十条とする。

第四十三条中「原因」を「受審人に係る職務上の故意又は過失の内容」に、「且つ」を「かつ」に、「その事実」を「これらの事実」に改め、同条に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条に見出しとして「(裁決の告知)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十五条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十六条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十七条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「取調べ」を「取調べ」に改め、同条中「但し」を「ただし」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十八条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「訴え」を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を削り、「海難審判所」を「海難審判所」に改め、「海難審判理事所の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地に駐在する」を削り、同条を第四十八条とする。

第五十九条に見出しとして「(免許取消しの裁決の執行)」を付し、同条中「以下」を「次条及び第五十一条において」に改め、同条を第四十九条とする。

第六十条に見出しとして「(業務停止の裁決の執行)」を付し、同条を第五十条とする。

第六十一条に見出しとして「(海技免状等の無効の告示)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条中「の訴」を「の訴え」に、「高等海難審判所長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第五十五条を削る。

第五十六条に見出しとして「(裁決の取消し)」

を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を「海難

審判所」に改め、同条に項番号を付し、同条

第三項中「裁決取消」を「裁決の取消し」に、「高

等海難審判所」を「海難審判所」に改め、同項に

項番号を付し、同条を第四十六条とする。

第七章の章名中「海難審判所の裁決に対する

訴え」を「裁決の取消しの訴え」に改め、同章を第六章とする。

第五十七条に見出しとして「(裁決の執行期)」を付し、第八章中同条を第四十七条とする。

第五十八条に見出しとして「(裁決の執行者)」を付し、「訴え」を付し、同条中「高等海難審判所」を削り、「海難審判所」を「海難審判所」に改め、「海難審判理事所の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地に駐在する」を削り、同条を第四十八条とする。

第五十九条に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、「訴え」を付し、同条第一項中「高等海難審判所」を削り、「海難審判所」を「海難審判所」に改め、「に対する訴」を「の取消しの訴え」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項を削り、第七章中同条を第四十四条とする。

第六十条に見出しとして「(業務停止の裁決の執行)」を付し、同条を第五十条とする。

第六十一条に見出しとして「(海技免状等の無効の告示)」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条中「の訴」を「の訴え」に、「高等海難審判所長官」を「海難審判所長」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第六章に見出しとして「(裁決の執行)」を付し、第六十三条の二を削る。

第六十四条に見出しとして「(証人等の費用)」

を付し、同条第二項に項番号を付し、第九章中同条を第五十二条とする。

第六十四条の二に見出として「(行政手続法の適用除外)」を付し、同条を第五十三条とする。

第六十四条の三に見出として「(行政不服審査法による申立て)」を付し、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土交通省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、海難審判所の事務処理その他この法律の施行に

関して必要な事項は、国土交通省令で定め第六十五条中「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に、「非訟事件手続法により、三千円」を「三十万円」に改め、同条各号中「海難審

判所」を「海難審判所」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付す。

第六十六条中「第三十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「審判長」の下に「又は審

判官」を加え、「非訟事件手続法により」を削り、「千円」を「十万円」に改め、同条を第五十七条とする。

第九章を第八章とする。  
(労働関係調整法の一部改正)  
第四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
第八条の三中「八人」を「十人」に改める。

第九条中「(船員法(昭和二十二年法律第百号))の適用を受ける船員に関しては地方運輸局長(運輸監理部長を含む)。以下同じ。」を削る。

第十八条第五号中「(船員法の適用を受ける船員に関しては国土交通大臣。以下同じ。)」を削る。

第三十五条の二第二項中「(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。)」を削り、「(船員労務官又は船員労働委員会)」を「(又は船員労務官)」に改める。

第三十五条の二第二項中「(運輸監理部長を含む)。以下同じ。」を削り、「(船員労働委員会)」を「(船員職業安定法の一部改正)」に改める。

第三十五条の二第二項中「(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。)」を削り、「(聞かなければ)」を「(聴かなければ)」に改める。

第五十五条 第五項中「(船員中央労働委員会)」を「(船員法の一部改正)」に改める。

第五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六十条第四項、第七十三条及び第七十九条の二中「(船員中央労働委員会)」を「(交通政策審議会)」に改める。

第六十一条中「(船員労働委員会)」を「(以下同じ。)」を「(交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)」に改める。

第六十二条中「(船員地方労働委員会)」を「(以下同じ。)」を「(交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「地方審議会」という。)」に改める。

第六十三条中「(船員労働委員会)」を「(交通政策審議会又は地方審議会)」に改め、同条第三項及び第四項中「(船員中央労働委員会)」を「(交通政策審議会)」に改め、同条第五項を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「(船員中央労働委員会、都道府県労働委員会及び船員地方労働委員会)」を「(及び都道府県労働委員会)」に改める。

る。

第一百十二条第一項中「(運輸監理部長を含む)。以下同じ。」を削り、「(船員労働委員会)」を「(船員労働委員会)」に改める。

第十九条の三第二項中「(六人)」を「(四人)」に改める。

第十九条の十第一項中「(第二十四条の二第六項)」を「(第二十四条の二第五項)」に改める。

第十九条の十三を削る。

第二十四条の二第三項を削り、「(同条第四項中三十号)」の一部を次のように改正する。

目次中「(船員労働委員会)」を「(交通政策審議会等)」に改める。

第五十五条第五項中「(船員中央労働委員会)」を「(交通政策審議会)」に改める。

第四章の章名中「(船員労働委員会)」を「(交通政策審議会)」に改める。

第五十五条第五項中「(船員労働委員会)」を「(交通政策審議会)」に改める。

付

項及び第四項を削り、同条第五項中「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同項を同条第三項とする。

（船員災害防止活動の促進に関する法律等の一  
部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改める。

一 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二十七条第一項、四項及び第六十三条(見出しを含む。)

二 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第十九号)第二十条

三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第十九号)第六十条第一項

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十条第二項

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第十一条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に改め、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」及び「に調停を行わせる」を削り、「船員地方労働委員会に調停を委任する」を「第三十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する者名簿に記載されている者のうちから指名する

調停員」に改め、同条第二項中「委任」を「指名」に、「船員地方労働委員会」を「調停員」に、「前章第二節」を「第十九条から第二十七条まで」に改め、同条第三項前段中「公益委員のうちから委員会」を「交通政策審議会」に改める。

一 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二十七条第一項、四項及び第六十三条(見出しを含む。)

二 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第十九号)第二十条

三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第十九号)第六十条第一項

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十条第二項

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第十一条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「委員」を「あつせん員候補者」と、「同条第二項中「委員」とあるのは「あつせん員候補者」と、「当然失職する」とあるのは「その地位を失う」と、第十二条から第十五条までの規定中「あつせん委員」とあり、並びに第十二条第一項、第十八条及び第十九条中「委員会」とあるのは「あつせん員」とあるのは「その地位を失う」と、第十二条から第十五条までの規定中「あつせん委員」とあるのは「あつせん員候補者」と、「会長」とあるのは「当該あつせん員候補者名簿を作成した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十四条中「当該委員会が置かれる都道府

当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員」を「三人の調停員」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「及び第二十二条」を削り、第二十二条、第二十三条を「から第二十三条まで」に、「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」を「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十二条中「当該委員会が置かれる都道府県運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県運輸局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第二十一条中「当該委員会に係属している」とあるのは六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十一条第四項中「第十二条第二項、第十一条第一項」を「国土交通省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第十一條 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「にあつせんを行わせる」を「國土交通省令」に改め、「船員中央労働委員会規則」と、同条中「委員会及びあつせん」とあるのは「あつせん」を「国土交通省令」に改める。

3 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第一項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名するあつせん員にあつせんを行わせるため、二年ごとに、学識経験を有する者のうちからあつせん員候補者三人以上を委嘱し、あつせん員候補者名簿を作成しておかなければならない。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の处分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

## 官 報 (号 外)

一	國土交通大臣(第一條の規定による改正前の 國土交通省設置法(以下「旧設置法」という。) 第四条第二十一号から第二十三号までに掲げ る事務に係る場合に限る。)	觀光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判所	運輸安全委員会
四	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十 六号に掲げる事務に係る場合に限る。)	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十 七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合 に限る。)	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十 七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別 労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び 雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場 合に限る。)	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十 七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別 労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び 雇用の分野における男女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場 合に限る。)	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
八	船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十 七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合 (七の項に掲げる場合を除く。)に限る。)	
九	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)(旧設置 法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合 に限る。)	厚生労働大臣又は都道府県知事

2	旧法令の規定により旧機関に対してされてい る申請、届出、申立てその他の行為は、附則第 四条の規定によりなお従前の例によることとさ れるものを除き、この法律の施行後は、政令で 定めるところにより、新法令の相当規定に基づ いて、新機関に対してされた申請、届出、申立て その他の行為とみなす。
3	旧法令の規定により旧機関に対して届出その 他の手続をしなければならないとされている事 項で、この法律の施行の日前にその手続がされ ていないものについては、この法律の施行後 は、政令で定めるところにより、これを、新法 令の相当規定により新機関に対してその手続を しなければならないとされた事項について、そ の手続がされていないものとみなして、当該相 當規定を適用する。
4	航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正 に伴う経過措置
5	運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の 施行の日前に発生した海難で同日においてまだ 当該海難に関する審判開始の申立てがされてい ないものについても適用する。
6	運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の 施行の日前に発生した海難で同日においてまだ 当該海難に関する審判開始の申立てがされてい ないものについても適用する。
7	運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の 施行の日前に発生した海難で同日においてまだ 当該海難に関する審判開始の申立てがされてい ないものについても適用する。
8	運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の 施行の日前に発生した海難で同日においてまだ 当該海難に関する審判開始の申立てがされてい ないものについても適用する。
9	運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の 施行の日前に発生した海難で同日においてまだ 当該海難に関する審判開始の申立てがされてい ないものについても適用する。

いて取り扱うべき事務は、当該地方海難審判庁の所在地を管轄する地方海難審判所において取り扱うものとする。

(船員労働委員会の廃止に伴う経過措置)

第五条 第七条の規定による改正後の労働組合法(第二項において「新労働組合法」という。)第十

九条の三第二項に規定する中央労働委員会の委

員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 第十一条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十一条第三項に規定するあつせん員候補者の委嘱及びあつせん員候補者名簿の作成のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

3 新労働組合法第十九条の三第二項、第四条の規定による改正後の労働関係調整法第八条の三

並びに附則第十二条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条第二項、

第二十五条及び第三十四条第二項の規定の適用については、この法律の施行後初めて中央労働委員会の委員の任期の満了による新たな委員の

任命が行われる日の前日までの間は、なお従前の例による。

4 船員労働委員会の委員又は職員であつた者は係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第七条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十七条の改正規定	第三十七条第一項及び第二項	第三十七条第一項及び第二項	第四十二条第一項及び第二項
前項の場合において、最低賃金法の一部を改正する法律のうち次の表の上欄に掲げる最低賃金法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会による船員労働委員会	船員中央労働委員会(以下「船員労働委員会」)による船員労働委員会	交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会による交通政策審議会等

第三十五条及び第三十六条の改正規定	第三十五条第三項中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」に、「船員労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第五項	第四十一条中「船員中央労働委員会」を「交通政策審議会」に、「船員地方労働委員会」を「交通政策審議会等」に改め、同条第三項	第四十二条の改正規定
-------------------	----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	------------

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後運輸安全委員会設置法第二十七条第二項の規定の実施施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(海上保安庁法の一部改正)

第十条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十

八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「海難審判所」を「運輸安全委

員会及び海難審判所」に改める。

第三十三条の二中「第五条第二十五号」を「第

五条第二十六号」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第十一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第

百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国土交通省の項中「船員労働委員会

「気象象

「海上保安庁」を「海上保安庁」

「海上保安庁」を「海上保安庁」

「海上保安庁」に改める。

別表第二中「海難審判所」を削る。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第十二条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第二十五条中「六人」を「四人」に改める。

第三十四条第二項中「若しくは五人」を削る。

(水先法の一部改正)

第十三条 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一

号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ただし書中「海難審判所」を「海難

審判所」に改める。

(通訳案内士法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「国土交通大

臣」を「観光庁長官」に改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十

号)本則

二 國際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律

二百七十九号)本則

三 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九

号)本則

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭

和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう

に改正する。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正)

第十六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和

二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条第一項第二号及び第二項中「第四条第

二項」を「第三条に改める。

第十条第一項ただし書及び第二十三条の七第

一項ただし書中「海難審判所」を「海難審判所」に

改める。

第一条第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員

第一条第六十八号を次のように改める。

六十八 削除

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委

員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「中央労

働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央

労働委員会の常勤の公益を代表する委員」に改め、「航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員」を削除する。

別表第一第三十二号(中「第二十五条第一項」

を「第二十一條第一項」に改める。

別表第一第三十二号(中「第二十五条第一項」

を「第二十一條第一項」に改める。

別表第一の百四の項から百六の項までの規定

中「国土交通省」を「観光庁」に改める。

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号)の一部を次のように改正する。

会設置法」を「運輸安全委員会設置法」に、「第三

条」を「第五条」に、「第二条の二 第三項」を「第二

条第二項」に改め、同条第八項中「航空・鉄道事

故調査委員会」を「運輸安全委員会」に改める。

第十二条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改

正

第二十一条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十二条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十三条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十四条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十五条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十六条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十七条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十八条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第二十九条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第三十条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第三十一条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第三十二条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第三十三条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第三十四条 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第四条から第六条までの規定及び第七条第一項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第十三条第三項中「国土交通大臣」の下に「観光庁長官」を加える。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二十二条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第三項並びに第二十二条中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第二十六条第二項中「国土交通大臣の」を「觀光廳長官の」に改める。

第三十六条第一項及び第四項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改める。

第四十条中「国土交通大臣」の下に「、観光庁長官」を加える。

第四十一条中「国土交通大臣」の下に「及び觀光廳長官」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第二十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二及び第四十四条の三中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「同項第六号、第七号、第四十一号」を「同項第四十一号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十五条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第二十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一部改正)

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「船員労働委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

中「船員中央労働委員会の」を「運輸安全委員会の」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第三十六条構造改革特別区域法の一部改正)

第二十六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(一部改正)

第三十条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「船員中央労働委員会規則を」を「運輸安全委員会規則を」に改め、同条ただし書中「船員中央労働委員会」を「運輸安全委員会」に、「船員中央労働委員会規則」を「運輸安全委員会規則」に改める。

岩城 光英君	岩永 浩美君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山谷えり子君	正昭君
岡田 直樹君	岡田 広君	吉田 博美君	山本 順三君
荻原 健司君	加治屋義人君	脇 雅史君	吉村剛太郎君
加納 時男君	神取 忍君	佐林 正俊君	若林 正俊君
川口 順子君	岸 宏一君	鯨住裕一郎君	荒木 清寛君
木村 仁君	河合 常則君	加藤 修一君	浮島とも子君
北川イツセイ君	佐藤 正勝君	木庭健太郎君	風間 舜君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	白浜 一良君	谷合 雄二君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	遠山 清彦君	西田 実仁君
椎名 一保君	坂本由紀子君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
佐藤 正久君	島尻安伊子君	田中 淳一君	松下 栄一君
世耕 弘成君	鈴木 政二君	谷川 秀善君	渡辺 孝男君
田中 直紀君	関口 昌一君	中川 義雄君	山東 昭子君
伊達 忠一君	鶴保 康介君	西島 英利君	香苗君
塚田 一郎君	田村耕太郎君	中曾根弘文君	秀木 青木
中川 雅治君	伊達忠一君	二之湯 智君	家西 愛君
西田 昌司君	塚田 一郎君	西島 英利君	石井 倭君
南野知恵子君	中川 雅治君	中村 博彦君	植松恵美子君
藤井 孝男君	西田 昌司君	長谷川大紋君	大塚 直史君
牧野たかお君	古川 俊治君	野村 哲郎君	小川 小川
松田 岩夫君	外添 外添君	長谷川大紋君	大塚 尾立
丸川 珠代君	丸山 和也君	西島 英利君	源幸君
溝手 顕正君	森 まさこ君	中村 博彦君	正光君
反対者氏名			
足立 信也君			
相原久美子君			
一二七名			
大久保 勉君	大塚 耕平君	大久保潔重君	大久保 勉君
大島九州男君	加賀谷 健君	平山 健二君	平野 達男君
岡崎トミ子君	風間 直樹君	平山 幸司君	平野 達男君
加藤 敏幸君	吉村剛太郎君	広中和歌子君	広田 一君
金子 恵美君	川上 義博君	藤谷 光信君	福山 哲郎君
川合 孝典君	川上 義博君	藤本 祐司君	藤原 良信君
川崎 稔君	喜納 昌吉君	藤原 正司君	藤原 良信君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	舟山 康江君	前川 清成君
郡司 彰君	前田 武志君	前田 武志君	牧山ひろえ君
行田 邦子君	小林 正夫君	舟山 康江君	前川 清成君
今野 東君	佐藤 契哉君	柳浦 大悟君	松井 孝治君
佐藤 泰介君	工藤堅太郎君	増子 輝彦君	松井 孝治君
行田 邦子君	小林 正夫君	水戸 将史君	水戸 将史君
今野 東君	佐藤 公治君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君
佐藤 泰介君	小林 正夫君	森 ゆうこ君	森 ゆうこ君
行田 邦子君	佐藤 公治君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君
今野 東君	佐藤 公治君	柳澤 光美君	柳澤 光美君
佐藤 泰介君	小林 正夫君	山下八洲夫君	山下八洲夫君
行田 邦子君	佐藤 公治君	高君	高君
今野 東君	佐藤 公治君	市田 隆治君	市田 隆治君
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	吉川 沙織君	吉川 沙織君
行田 邦子君	佐藤 公治君	蓮舫君	蓮舫君
今野 東君	佐藤 公治君	近藤 正道君	近藤 正道君
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	仁比 聰平君	仁比 聰平君
行田 邦子君	佐藤 公治君	小池 晃君	小池 晃君
今野 東君	佐藤 公治君	市田 忠義君	市田 忠義君
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	大門実紀史君	大門実紀史君
行田 邦子君	佐藤 公治君	井上 哲士君	井上 哲士君
今野 東君	佐藤 公治君	横峯 良郎君	横峯 良郎君
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	米長 晴信君	米長 晴信君
行田 邦子君	佐藤 公治君	山下 芳生君	山下 芳生君
今野 東君	佐藤 公治君	福島みづほ君	福島みづほ君
佐藤 泰介君	佐藤 公治君	又市 征治君	又市 征治君
行田 邦子君	佐藤 公治君	糸数 慶子君	糸数 慶子君

官報(号外)

総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について速やかに総務委員長の中間報告を求める事と、並びに、財政金融委員会において審査中の平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(閣法三号)について、速やかに財政金融委員長の中間報告を求めることの動議をこの際議題とすることの動議(世耕弘成君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

九〇名

愛知	浅野	有村	石井	市川	荻原	衛藤	岡田	岡田	加納	川口	岸	小池	佐藤	川口	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木
治郎君	勝人君	治子君	みどり君	一朗君	健司君	晟一君	直樹君	一朗君	時男君	順子君	宏一君	正勝君	昭男君	北川イッセイ君	坂本由紀子君	島尻安伊子君	田村耕太郎君	関口昌一君	田中直紀君	政二君	信秋君	信秋君	正久君	昭子君	高君
秋元	荒井	泉	岩永	尾辻	岡田	吉田	吉田	吉田	吉村剛太郎君	河合	若林	正俊君	正俊君	浮島とも子君	加治屋義人君	神取忍君	河合常則君	佐藤常則君							
司君	広幸君	信也君	浩美君	秀久君	広君	博美君	正昭君	まさこ君	まさこ君	正昭君	山崎	和也君	和也君	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎	山崎

伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	
忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	秀善君	秀善君	忠一君	一郎君	博彦君	庸介君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	
二之湯	西田	西田	西田	二之湯	二之湯	古川	長谷川大紋君	俊治君	智君	昌司君	大紋君	俊治君	智君	西田	西田											
智君	要一君	要一君	要一君	要一君	要一君	牧野たかお君	藤井孝男君	松村祥史君	松村祥史君	祥史君	藤井孝男君	松村祥史君	松村祥史君	松村	松村											

伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田
忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	秀善君	秀善君	忠一君	一郎君	博彦君	庸介君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君
舛添																									
要一君																									

伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田	中川	中川	谷川	谷川	伊達	塚田
忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	秀善君	秀善君	忠一君	一郎君	博彦君	庸介君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君	雅治君	義雄君	忠一君	秀善君	忠一君	一郎君
舛添																									
要一君																									

## 官 報 (号外)

山根 隆治君	吉川 沙織君	蓮 絹君	横峯 良郎君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
井上 哲士君	紙 智子君	渡辺 秀央君	米長 晴信君	金子 恵美君	亀井 亜紀子君
大門実紀史君	山下 芳生君	市田 忠義君	市田 忠義君	川合 孝典君	川上 義博君
福島みづほ君	又市 征治君	仁比 聰平君	近藤 昭君	川崎 稔君	北澤 俊美君
川田 龍平君	渕上 貞雄君	正道君	山内 德信君	郡司 彰君	行田 邦子君
大島九州男君	大久保勉君	小池 晃君	山内 德信君	喜納 昌吉君	小林 正夫君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	川田 龍平君	川田 龍平君	工藤堅太郎君	牧山ひろえ君
平野 達男君	平野 達男君	足立 信也君	足立 信也君	藤谷 光信君	舟山 康江君
植松恵美子君	小川 勝也君	青木 愛君	相原久美子君	藤原 正司君	松井 孝治君
尾立 源幸君	大石 正光君	家西 悟君	浅尾慶一郎君	藤原 良信君	前川 清成君
大久保 勉君	大島保潔重君	石井 一君	池口 修次君	藤本 祐司君	藤田 幸久君
大島九州男君	大塚 耕平君	犬塚 直史君	一川 保夫君	藤本 祐司君	広田 一君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	植松恵美子君	岩本 司君	藤本 祐司君	川上 義博君
平野 達男君	平野 達男君	小川 敏夫君	梅村 聰君	藤本 祐司君	喜納 昌吉君
平山 幸司君	平山 幸司君	大河原雅子君	大石 尚子君	藤本 祐司君	神本美恵子君
小池 正勝君	岸 宏一君	富岡由紀夫君	中谷 智司君	藤本 祐司君	亀井 郁夫君
浜田 昌良君	河合 常則君	那谷屋正義君	羽田雄一郎君	藤本 祐司君	藤谷 光信君
浜田 昌良君	神取 忍君	長浜 博行君	長浜 博行君	藤本 祐司君	藤末 健三君
小泉 昭男君	木村 仁君	内藤 正光君	中村 哲治君	藤本 祐司君	藤本 祐司君
浜田 昌良君	北川イッセイ君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	木村 仁君	岩永 浩美君	友近 聰朗君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	川口 時男君	尾辻 秀久君	鈴木 利治君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	荻原 健司君	岡田 広君	吉田 博美君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	河合 常則君	岡田 広君	若林 正俊君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	神取 忍君	岡田 広君	吉田 博美君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	加治屋義人君	岡田 広君	山崎 正昭君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	木村 仁君	岡田 広君	山谷えり子君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	北川イッセイ君	岡田 広君	山崎 正昭君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	木村 仁君	岡田 広君	吉村剛太郎君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	山本 順三君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	山田 俊男君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	山田 和也君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	山内 俊夫君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	吉村剛太郎君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	木庭健太郎君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	加藤 修一君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	白浜 一良君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	西田 實仁君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 広君	浜四津敏子君	藤本 祐司君	佐藤 昭郎君

日程第一 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 消費者契約法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(号外)外



## 官 報 (号外)

山口 那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
鰐淵 洋子君	市田 忠義君	井上 哲士君	金子 恵美君	神本 美恵子君
小池 翠君	仁比 聰平君	紙 智子君	川上 義博君	川合 孝典君
近藤 正道君	渕上 貞雄君	大門 実紀史君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
山内 德信君	又市 征治君	福島みづほ君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
山東 昭子君	山下 芳生君	小林 正夫君	行田 邦子君	行田 邦子君
反対者氏名	川田 龍平君	自見庄三郎君	奥石 東君	伊達 忠一君
法律案(内閣提出、衆議院送付)	二〇三名	島田智哉子君	佐藤 泰介君	塚田 一郎君
賛成者氏名	足立 信也君	谷 博之君	自見庄三郎君	中川 雅治君
青木 愛君	相原久美子君	千葉 景子君	高嶋 良充君	中曾根弘文君
家西 悟君	浅尾慶一郎君	津田弥太郎君	鈴木 寛君	森 ゆうこ君
石井 一君	池口 修次君	高嶋 良充君	了君	円 より子君
犬塚 直史君	一川 保夫君	鈴木 陽悦君	下田 敦子君	水岡 俊一君
植松恵美子君	岩本 司君	下田 敦子君	榛葉賀津也君	松浦 大悟君
小川 勝也君	梅村 聰君	柳田 稔君	芝 博一君	増子 輝彦君
尾立 源幸君	大石 尚子君	柳田 稔君	櫻井 充君	前川 清成君
大石 正光君	大河原雅子君	森 ゆうこ君	芝 博一君	藤原 良信君
大久保 勉君	大石 敏夫君	吉川 沙織君	峰崎 直樹君	藤本 祐司君
岡崎トミ子君	大久保潔重君	山根 隆治君	柳澤 光美君	藤原 正司君
岡崎トミ子君	大塚 耕平君	蓮 航君	山下八洲夫君	舟山 康江君
加賀谷 健君	大塚 耕平君	築瀬 進君	柳澤 光美君	牧山ひろえ君
平山 幸司君	平田 健二君	柳田 稔君	森 高君	松井 孝治君
平山 幸司君	一君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	松岡 徹君
佐藤 昭郎君	佐藤 常則君	二之湯 智君	柳澤 光美君	藤山 光信君
佐藤 昭郎君	河合 神取	西田 昌司君	柳澤 光美君	藤末 健三君
佐藤 昭郎君	姫井由美子君	長谷川憲正君	西田 昌司君	坂本由紀子君
佐藤 昭郎君	白 真勲君	内藤 正光君	西田 昌司君	佐藤 信秋君
木村 仁君	木村 仁君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	島尻安伊子君
木村 仁君	木村 仁君	中村 哲治君	中村 哲治君	鈴木 政二君
木村 仁君	木村 仁君	内藤 正光君	内藤 正光君	田中 直紀君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	田中 直紀君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	岡田 直樹君	岡田 直樹君	谷川 秀善君
浜田 昌良君	浜田 昌良君	中谷 智司君	中谷 智司君	中川 義雄君
浜田 四津敏子君	浜田 四津敏子君	岡田 健司君	岡田 健司君	鶴保 康介君
浜田 四津敏子君	浜田 四津敏子君	萩原 健司君	萩原 健司君	西島 英利君
山口 那津男君	山口 那津男君	川口 順子君	川口 順子君	藤井 孝男君
山口 那津男君	山口 那津男君	加納 時君	加納 時君	野村 哲郎君
山口 那津男君	山口 那津男君	岡田 廣君	岡田 廣君	藤井 孝男君
山口 那津男君	山口 那津男君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	脇 雅史君	脇 雅史君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	加藤 修一君	加藤 修一君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	若林 正俊君	若林 正俊君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	荒木 清寛君	荒木 清寛君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	澤 雄二君	澤 雄二君	佐藤 正久君
山口 那津男君	山口 那津男君	西田 実仁君	西田 実仁君	佐藤 正久君

官 報 (号 外)

平成二十年四月二十五日

参議院会議録第十五号

投票者氏名

反対者氏名

山下 栄一君	渡辺 孝男君	山本 香苗君
近藤 正道君	潤上 貞雄君	福島みづほ君
山内 徳信君	川田 征治君	又市 鰐淵 洋子君
山東 昭子君	龍平君	

七名

市田 忠義君

小池 晃君

仁比 晃君

紙 智子君

井上 哲士君

大門実紀史君

山下 芳生君

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日  
第一種郵便物認可

平成二十年四月二十五日 参議院会議録第十五号

發行所
二東京一 番地〇 独立行政法人 国 立 印 刷 局
虎ノ門二五 丁目
行政 法 人 國 立 印 刷 局
電話
03 (3587) 4294
定 價
(本 体 一 部 二 三 〇 円)